

議員提出議案第3号提案理由説明

平成22年第2回定例会

ただいま議題となりました議員提出議案第3号 市長の専決処分事項に関する条例中改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に関する条例に、市営住宅その他の市の公の施設に係る使用料等の滞納があった場合の当該使用料等の支払い又は当該施設の明け渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び民事調停に関すること。及びそれ以外で、請求の目的の価額が140万円以下の訴えの提起、和解及び民事調停に関することの2項目を追加するものであります。

追加する理由を申し上げますと、1項目めは民事的な請求手続の中で、支払督促をした場合は、債務者から異議の申し立てがあった時点で本訴訟に移行する手続をとらなければなりません。地方自治法の規定により議会の議決が必要となります。しかし、いつ異議の申し立てがされ、訴訟となるかが想定できないため、その都度議会の議決を得ることは非常に困難となります。また、本訴訟への移

行の手続がおくれた場合は、裁判所の職権により支払督促の申し立てが取り下げられることとなることから、裁判に円滑に移行するためなどから、公平性の確保と迅速かつ機動力のある滞納処分、滞納金回収の手続のためには、市長専決処分の規定が必要と考えるものであります。

また、2項目めとして請求の目的価格について140万円を限度額としましたのは、民事訴訟の請求の目的価格が同額以下のものについては簡易裁判所の管轄となることからであります。

なお、市営住宅家賃等につきましては、明け渡し請求が伴うため、限度額を定めることが困難であることから上限を定めないこととしております。

議員の皆様におかれましては、提出議案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。